

平成 30 年 12 月 3 日

経済産業省商務情報政策局情報経済課

「デジタル・プラットフォーム検討会」事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

『「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」
中間論点整理（案）」に対する意見について

今般、標記中間論点整理（案）（平成 30 年 11 月 5 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

『デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会』の中間論点整理(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	全体	デジタル・プラットフォームが蓄積するデータには異なる性格のデータがあり、一律に「パーソナル・データ」とするのではなく、情報の性質等に応じて、個別に論じることが必要である。	パーソナル・データでもさまざまな種類があることから、一律の整理を行うことは必ずしも望ましくはないため。
2	全体	消費者(個人)が自身のデータの利用範囲を、よりコントロールできるように、規制者側からデジタル・プラットフォームへの強制力を高めるべきである。	左記のとおり。
3	1. デジタル・プラットフォームの意義・特性	現時点では該当しなくても、合併、出資変更、提携などにより一気にデジタル・プラットフォームとなるケースがある。そうなる前に自動的に規制の対象となる、または、事前に認可などを取りうる仕組みの必要性につき議論が必要と考える。	新たなデジタル・プラットフォームがある程度の大きさになってから議論するのではなく、入り口で確りと対象とし議論すべきと考えるため。
4	2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点	デジタル・プラットフォームが巨大化していくと例えば取引所のように重要な社会インフラとして代替が効かなくなる可能性もある。too big to failとならないよう、例えば財務規制などによる健全性強化や、国や民間によるバックアップ(セーフティーネット)のような議論を行ってはどうか。	左記のとおり。
5	2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点	デジタル・プラットフォームに対し、プラットフォーム上で発生したサービス提供者側または利用者側の損害に対し、一定の法的責任を負わせるべきではないか(特にB to Cビジネスプラットフォーム)。	デジタル・プラットフォームがサービス提供者、利用者双方により高い便益があることは疑う余地はないが、不透明性に起因する一定の不信感や相応のリスクを負わず収益を計上することへの不公平感を醸成している面は否めない。結果、プラットフォームビジネスの将来成長を阻害する可能性もある。事業者に入口時点での規制強化(サービス提供者や利用者の審査強化等)を課すことは利用者の便益を損ねることともあることから、結果責任を厳しく問うことで、事業者側の自主規律を促す枠組みが必要ではないか。
6	2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点	デジタル・プラットフォームに対し、不当なデータ操作・利用を抑制するため、当局が定期的に監査をする枠組み等を導入するべきではないか。	巨大デジタル・プラットフォームによる事業独占、プラットフォーム設計の不透明性、情報利活用における恣意的な情報操作の危険性等を排除する上での情報公開および監査は有効と思われるため。
7	3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計(業法の在り方等)	デジタル・プラットフォームの異業種参入や複数の機能統合を踏まえた業法のあり方の見直しに当たっては、利便性の向上の観点と同時に、同一リスク・同一規制を徹底すべき。例えばデジタル・プラットフォームが金融サービスを提供するのであれば、既存の金融機関と同等の金融規制に服するよう徹底するべきである。	デジタル・プラットフォームに対して相対的に緩い規制が課されるのであれば、相対的に緩い規制の業態にエンティティが移ることで規制アービトラージが発生するおそれがあるため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
8	3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計 (7頁下段、既存業者とデジタル・プラットフォーマーとの間の競争条件について)	IT技術の発展等により、金融業と非金融業の境界が曖昧になりつつあり、銀行としても、金融と非金融を跨いだ商品・サービスの提供を通じて、お客さまへの新たな付加価値の提供や利便性向上を実現していく必要がある。 そうした観点から銀行(グループ)に対する業務範囲規制が緩和され、銀行とデジタル・プラットフォーマーを含む非金融業との間で業務範囲に係るイコールフットイングが確保されるべきである。	近年、金融と非金融を跨ぐ、シームレスなサービスに対するニーズが高まっている。銀行や銀行持株会社を頂点とする銀行グループには、厳格な業務範囲規制が課されており、グループ内に一般事業を行う企業を保有することができず、非金融業に係るサービス等を提供することが困難。一方、足許では、一般事業会社を頂点とする企業グループがグループ内に銀行を保有し、業務範囲規制に服することなく、非金融業とのシナジーを追究している例がみられ、現状、両者の業務範囲規制のイコールフットイングが確保されていないため。
9	3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計(業法の在り方等)	デジタル・プラットフォーマーが、金融データや金融サービスを手掛けるのであれば(決済業務を手掛けたり、金融業務のアウトソーシングを受託したり、金融データを取扱ったり、金融機関にとってクリティカルな金融市場インフラ(FMI)として機能するなど)、金融機関として免許・登録を受け、金融規制当局のモニタリング・監督に服する仕組みを構築すべきではないか。	業界構造やビジネスモデルが転換しても、金融に携わるエンティティの活動を金融規制当局がモニタリング・監督できるようにすることで、規制当局が新たに生じる脆弱性を未然に察知し、金融安定を保つことに寄与すると考えられる。
10	3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計(業法の在り方等)	業法の見直しに当たっては、個々の事業のリスクだけでなく、複数の機能の組み合わせを考慮して規制設計を行うべきである。	複数の機能の組み合わせによってリスクが増幅するケースもあるため。例えば貸出と資金の預かりのような機能が組み合わせによって、信用創造を伴う場合、当該企業が経営危機に至れば経済に大きな影響を与える。したがって、格別の規制手当てが必要である。
11	4. 公正性確保のための透明性の実現 P10(2)	当該専門組織を有効に機能させるためには、本文書(中間論点整理案)に記載されたプレイヤー以外にも、「ユーザー」、「事業者」を議論に参加させるべきである。	左記のとおり。
12	4. 公正性確保のための透明性の実現	独占禁止法40条の一般調査権とは別に、適時適切な監督の実効性確保のための規制当局によるデジタル・プラットフォーマーに対する情報開示請求権や立入検査権を新設するべきではないか。	議論の出発点のための大規模かつ包括的な調査のほか、適時適切な監督や法執行等を行うためには、規制当局による明確な情報開示請求権や立入検査権が必要と考えられ、秘密保持義務よりも優先させるためには法令上の規制が必要と考えられる。
13	4. 公正性確保のための透明性の実現 「消費者(個人)の観点」	消費者(個人)との関係において、そのデジタル・プラットフォームを利用するためにはデータを渡さざるを得ず、その後に関しては十分なフィードバックがないままに活用されている。データポータビリティの議論にあわせ、入り口だけではなく、定期的な情報利用の開示(フィードバック)や消費者による情報利用の撤回権の確保などデジタル・プラットフォーマー側の規制強化の議論が必要ではないか。	左記のとおり。

No.	該当箇所	意見等	理由等
14	4. 公正性確保のための透明性の実現	デジタル・プラットフォームと利用者間の取引慣行等における透明性および公正性確保の観点から、例えば、約款に対するモニタリングの枠組みの要否を検討しては如何か。	約款については、今後、改正民法の一般的規律が適用されるとしても、特にデジタル経由の場合や外国における約款をベースに作成されたものなどについては、その分量が非常に多く、事前明示の本来の趣旨(契約内容を利用者に事前に判断させて契約締結の合意をする)が適切に全うされているのか事実上の懸念が否定できず、そのような中で契約内容が確定され、かつ利用者に不利益な規制が組み込まれているケースがある。
15	3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計(業法の在り方等) 5. 公正かつ自由な競争の再定義	デジタル・プラットフォームに対し、秘密保持契約の締結有無にかかわらず、法人顧客情報についての法令上の守秘義務を新設するべきではないか。また、個人情報についても、デジタル・プラットフォームにその多くが集約されるため、個人情報保護法に関する一般的なガイドラインのほか、デジタル・プラットフォームの特性に応じたガイドラインを設けることも検討しては如何か。	デジタル・プラットフォームには大量の事業者・利用者情報が集積されているにもかかわらず、情報保護義務としての守秘義務は法令上も判例においても課されていない(個人情報保護法にて一般的に規律付けられているにすぎない)。また、情報の利用のあり方についてもブラックボックス化している側面が否めず、その特性に応じたガイドラインを設けることも検討することが考えられる。
16	4. 公平性確保のための透明性の実現 5. 公正かつ自由な競争の再定義	デジタル・プラットフォームが、情報の独占・寡占によって、実質的に競争を制限したり、(利益相反取引や優越的地位の濫用等の)不公正な取引を行ったりする場合には、従来の枠組みにとらわれず、そうした状態・行為を規制できるような枠組みを構築するべきである。	左記のとおり。 なお、政府が推進する地方創生や地域経済活性化の観点からも、左記のような枠組みの構築が必要と考える。
17	5. 公正かつ自由な競争の再定義	デジタル・プラットフォームによるB to Cの仲裁行為について、参加事業者に対する優越的地位の濫用の防止の観点も踏まえ、適切な規制のあり方について検討すべきではないか。また、その他の場面においてもデジタル・プラットフォームによる参加事業者に対する優越的地位の濫用防止について検討すべきではないか。	仲裁行為の性質上、仲裁機関としての公平性・透明性の確保が求められる。その際、既存の仲裁におけるデジタル・プラットフォームによる事業者に対する優越的地位濫用の排除のあり方について留意する必要がある。また、その他の場面においても、デジタル・プラットフォームによる参加事業者に対する優越的地位の濫用が懸念される場面はありうるように考えられる。
18	3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計(業法等の在り方等) 5. 公正かつ自由な競争の再定義	デジタル・プラットフォームに対する、他業収益を源泉とした不当な利益による顧客誘引を明示的に禁止する規制を新設するべきではないか。	一般的な独占禁止法の規定に加え、デジタル・プラットフォームにはその特性として、他業収益を源泉とした低価格によるサービス提供による競争制限への繋がりやすさがあると考えられる。この特性に応じた規制として、独占禁止法の一般的な規定とは別に新設することが考えられる。 また、各業法においても、競争の同等性確保が担保できるような制度設計を検討する必要がある。
19	6. データの移転・開放ルール P.13	今後、データポータビリティ権の検討に当たっては、同じく個人情報のコントロールビリティを確保するための他の施策(情報銀行等)とも平仄を取りながら、情報セキュリティの観点からの整理も行っていただきたい。	データの移転・開放に当たっては、情報セキュリティの確保が不可欠。 競争政策や競争基盤の観点から、データ移転のルール作りを検討すること自体は異論がないが、個人情報のコントロールビリティ確保のための他施策とも平仄を取りながら(情報セキュリティの確保)進めるべきと考えるため。
20	6. データの移転・開放ルール	銀行業界において進められているAPI開放のようなデータ開放の枠組みを非金融セクターにも薦めていくという方向性に賛成する。	消費者利便性向上に繋がるため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
21	7. 国際の観点	デジタル・プラットフォームの規律のあり方について国際的なハーモナイゼーションを志向する必要性を支持する。	地域毎に規制が分断すれば、規制の緩い法域に企業が移転し、規制の実効性が損なわれるという、規制アービトラージの弊害が生じる恐れがあるため。
22	7. 国際の観点	デジタル・プラットフォームが金融事業を行う場合には、金融安定の維持や既存の金融機関に対する規制・監督とのイコールフットディングの確保という観点から、以下のよう な点について、国際的な規制・監督の枠組みの構築および調和化を図るべきである。 ・システミックリスクを顕現化させる懸念のある企業(グループ)に対する健全性確保・安定的な破たん処理策等 ・マネー・ローンダリング／テロ資金供与等対策 ・国際金融当局によるモニタリングを可能とする枠組みの整備(デジタル・プラットフォームによる情報提供等)	クロスボーダーで活動を行う企業が、経営危機に陥ったり、データ漏洩事故が発生した場合には、その影響もまたクロスボーダーに伝播すると考えられるため。
23	7. 国際の観点	各国の規制・監督当局は、他国との規制・監督体制の同等性が認められる場合には、当該法域の規制・監督当局に委ねる(Defer)原則を徹底するべきである。	過度な域外適用に伴い、各国の実態にそぐわない規制・監督慣行が適用されることでイノベーションが阻害されることを防ぐため。

以上